

新潟市立白根小学校いじめ防止基本方針

本方針は、人権尊重の理念に基づき、新潟市立白根小学校の全ての児童が充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものである。

1 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめは、どの児童にも起こりうる、深刻な人権侵害であることをしっかり認識する。いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応する。児童が互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、保護者、地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を明確にしていく。年度当初に、全ての児童を対象にいじめの指導を行い、いじめを「しない・させない・許さない」という意識醸成に努め、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で共有する。

<いじめの定義>

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している該当児童等と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

「新潟市いじめ防止基本方針」に基づき、以下のとおり組織する。

(1) 校内いじめ対応ミーティング

- ① 設置の目的：発生したいじめに対し、校内で迅速・適切に対処することを目的とする。
- ② 構成メンバー：教頭・生活指導主任・関係児童担任・学年主任・校長
※その他事案に関係する教職員が必要に応じて加わる。
- ③ 組織の役割：学校がいじめの防止等、特にいじめの対処に取り組む際の中核として、日常的に機能させる組織とする。いじめが発生した場合、即日に開催し、組織的に次のことを行う。
 - ・いじめの状況を組織として共有する。
 - ・いじめに係る詳細な事実把握のための調査を行う。
 - ・いじめの対処のための方針や方法を協議する。
 - ・児童への指導を行う。
 - ・事案に関する記録を残す。

(2) いじめ防止対策委員会

- ① 設置の目的：いじめの防止等の課題に対して、学校内外の人材がそれぞれの役割や専門性を発揮して、組織的・実効的に取り組む。
- ② 構成メンバー：<教職員>校長・教頭・生活指導主任・当該児童担任・養護教諭
<地域>民生委員・学校評議員・PTA三役等
- ③ 組織の役割：学校が組織的にいじめの防止等に取り組むに当たり、以下の役割を担う。
 - ア いじめの予防に関して（年間2回定期開催）
 - ・学校基本方針に基づく具体的な取組の検証・修正
 - ・いじめの相談・通報の窓口
 - イ いじめが発生した場合
 - ・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
 - ・いじめの問題の解決に向けた具体的な方策の検討

※重大な事案が発生した場合は、緊急会議を開いて、情報を迅速に共有し、保護者と連携を図りながら組織的に対応する。

(3) 白根第一中学校区いじめ防止連絡協議会

- ① 設置の目的 : 中学校区の学校、保護者、地域の代表等が連携して、中学校区全体のいじめ防止等への取組について協議することを通して、地域全体で児童生徒をいじめから守る取組の充実を図る。
- ② 構成メンバー : <教職員>校長・教頭・生活指導主任・生徒指導主事 等
<地域>PTA会長・白根コミュニティ協議会・青少年育成協議会
民生委員児童委員・街頭育成委員・スクールガードリーダー
警察(交番)・自治連・防犯組合 等
- ③ 組織の役割 : 地域全体で児童生徒を見守り、いじめの防止等に努めるために、各学校におけるいじめ等に関する実態やいじめの防止等の取組についての情報交換を行い、対策等の共有を図り、学校同士や学校と地域の連携強化による取組を推進する。

3 いじめ防止に関する具体的な取組の内容について

(1) 「分かる授業・できる授業」の推進といじめを題材とした道徳科授業の実施について

- ①「新潟市の授業づくり」や「授業づくりと生徒指導の一体化を目指して」といったリーフレット等を活用した授業改善に努める。
- ②生徒指導の4視点「目的意識」「自己決定」「個性・能力」「協同性」を意識した道徳授業を全学級で実施する。学習参観で実施し、保護者・地域に公開することで、学校の取組を伝え、信頼関係を構築していく。

(2) 具体的な状況把握のためのアンケートの実施について

- ①アンケートは、新潟市の基本方針にある【資料6】を使用する。
- ②原則として5月、10月、1月の年3回実施する。※学年で同一日に実施する。
- ③実施前に便り等で保護者に知らせ、理解・協力を求めるとともに、情報提供を呼びかける。
- ④児童が発するSOSや提供する情報については、学校が責任をもって受け止め、必ず対応することを事前に児童に伝える。
- ⑤原則として、記名式で実施する。※状況および目的に応じて、記名式・無記名式の選択をする。
- ⑥机を離す等、児童が記入の際、周りの目を気にすることのないように配慮する。

(3) アンケート調査の即日チェック

- ①新潟市の基本方針にある【資料7】を参考にし、実施の流れや対応について共通理解を図る。
- ②アンケート実施後、すぐに学級担任はアンケートをチェックする。状況確認が必要な事案については、学年主任に報告する。学年主任は生活指導主任へ、生活指導主任は管理職に報告し、対応や指導について協議し、共通理解を図る。
- ③「校内いじめ対応ミーティング」を即日開催する。
- ④「校内いじめ対応ミーティング」を開催した際、重大事態かどうか判断し、必要に応じて新潟市教育委員会に電話で伝える。
- ⑤全教職員で情報共有や今後の対応について共通理解を図る。状況や内容によっては関係機関との連携を図る。
- ⑥該当児童の保護者に状況や聞き取りの結果、今後の対応について丁寧に説明し、理解・協力を求める。

(4) 「校内いじめ対応ミーティング」の開催について

- I①管理職、生活指導主任、該当の学年主任、学級担任で迅速に開催する。
- ②新潟市の基本方針にある【様式8】を活用し、記録した用紙を保管する。

(5) 記録の保管について

- ①実施後の調査用紙の原本は、2階相談室横のカギのかかる備蓄庫に保管する。
- ②入学年度別に分けて保管する。
- ③調査用紙の原本は、児童卒業まで保管する。
- ④記入した「校内いじめ対応ミーティングメモ」は、児童の卒業後5年間保管する。

(6) 「解消」の適切な判断について

- ①加害行為が相当期間なく、被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められた場合とし、相当期間は3か月を目安とする。
- ②表面上いじめは解消したものの、いじめが「解消」と安易にとらえず、「一定程度の解消」ととらえて関係児童や集団への指導、見守りを継続していく。

(7) 重大事案につながるおそれのある事案への対応について

- ①新潟市の基本方針にある【資料3】を活用する。
- ②重大事態が発生した場合は、情報を迅速に収集・整理し、いじめの概要を把握するとともに、その概要を速やかに教育委員会に報告する。
- ③いじめを受けた児童の心身の安全、安定の確保を最優先に取り組む。
- ④いじめに係る事実を徹底的に解明し、対処にあたる。
- ⑤いじめを受けた児童はもちろん、いじめを行った児童に対しても、その心情に十分寄り添って指導・支援する。
- ⑥発生した段階では重大事態にあたらぬものの、解消が図られない状況が続くと重大事態に発展するおそれのある事案については、予め教育委員会に報告し、対応について協議する。

4 いじめや自殺の未然防止、早期発見、早期対応に関する具体的方策について

(別表)

5 保護者への連絡と支援・助言

(1) いじめを受けた児童の保護者への対応

- ①大ないじめを受けたわが子への心身に対する心配や怒り、いじめを行った児童やその保護者への不信感といった心情を察し、いじめが学校で起きてしまったことについて誠実にお詫びする。
- ②対処に向けて最善を尽くすことを伝える。
- ③いじめに係る事実や児童の心身の状況について丁寧に説明する。
- ④保護者が不安や不信感を抱いている場合は、スクールカウンセラー等によるカウンセリングを勧める。

(2) いじめを行った児童の保護者への対応

- ①行ったいじめに係る事実を伝え、その行為の重大さを該当児童とともに認識させる。
- ②解決に向けた方策を示し、協力を求める。
・児童への接し方や保護者としての役割について指導・助言する。

6 学校評価及び教職員評価について

(1) 学校評価について

その目的を踏まえ、いじめの有無や認知件数のみを評価するのではなく、児童や地域の状況を十分踏まえて達成目標を設定し、取組を推進する。

(2) 教職員評価について

いじめの有無や認知件数のみを評価するのではなく、日頃からの児童の理解やいじめ防止、早期発見、いじめ発生時の迅速かつ適切な対応、組織的な取り組みなどを評価する。

7 令和4年度からの新たな資料

(1) 生徒指導提要

改訂された「生徒指導提要」(120～140ページ)を参考にしていく。いじめへの対応だけでなく、いじめの未然防止教育を行っていく。

(2) 新潟市子ども条例

2022年4月にスタートした「新潟市子ども条例」を参考にしていく。子ども向けパンフレットを活用して、「大人も子どももみんなで守ろう！子どもの権利」を合い言葉に、いじめの未然防止教育を行っていく。

(別表)

I 学校全体での取組

	児童にかかわること	保護者にかかわること (学校→保護者→子ども)
① いじめの未然防止に関すること	<ul style="list-style-type: none">○世の中にはいろいろな考えをもっている人がいることが理解できるような活動・授業を行う。 (道徳・学級活動・総合的な学習の時間)○ネット安全教室や学級活動の時間を活用して、インターネットの危険やモラルについて指導する。○「生きる」「新潟市子ども条例(小学生向け)」等の資料を活用して道徳教育の充実を図る。○人とかかわるよさを味わう活動・授業を行う。○正しい判断力(自己指導能力)を身に付けられるような活動・授業を行う。(道徳・特活・総合)○互いに協力して人のために役立つことを大切にしたい奉仕体験・ボランティア活動を行う。	<ul style="list-style-type: none">○自分の物や他人の物を大切に扱う態度を育てる。○携帯電話やインターネットで人を傷つけることなく適切に使うルールづくりを行う。○友達の気持ちを大切にすること(踏みにじったり傷つけたりすることがないように)を日頃から子どもに伝える。○地域での様々な体験を通して、集団の一員としての自覚や自信を育む。
② いじめの早期発見に関すること	<ul style="list-style-type: none">○子どもが集団から離れて一人で行動している時は、声をかけて心情を聞き、状況に応じた支援を行う。○アンケート調査を実施したり、放課後に直接話を聞いたりするなどして、子どもから人間関係の情報を収集する。○スクールカウンセラーによる相談窓口を周知する。○上履き・机・椅子・学用品・掲示物等にいたずらがあつたら、直ぐに対応し、原因の追求に努める。	<ul style="list-style-type: none">○子どもとの会話を大切にし、心情の理解を図る。○服装等の汚れや乱れに気を配る。○子どもの持ち物が紛失したり、増えたりしていないか観察する。○悩みは何でも親に相談できる雰囲気普段からつくっておく。
③ いじめの早期対応に関すること 1) 暴力を伴ういじめの場合	<p><いじめられた側></p> <ul style="list-style-type: none">○本人や周辺からの聞き取りを重視し、身体的・精神的な被害についての的確に把握し、迅速に初期対応をする。○休み時間や登下校の際も教師による見回りを行い、被害を継続させない体制を整える。○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 <p><いじめた側></p> <ul style="list-style-type: none">○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。○いじめの理由や背景を突き止めるよう、本人や周辺から情報を集め、根本的な解決を図る。○カウンセラー、教育相談、児童相談所、警察等、関係諸機関と連携をとる。	<p><いじめられた側></p> <ul style="list-style-type: none">○子どもを守り抜く姿勢を見せ、子どもの話に耳を傾け、事実や心情を聞く。○学校と情報を共有するなど連携・協力して、いじめの問題解決に向かう。 <p><いじめた側></p> <ul style="list-style-type: none">○「いじめられた子どもを守ること」を理解し学校と協力して、いじめの解消のための子どもの指導に努める。○事実を冷静に確認し、子どもの心情を十分に聞き、指導にあたる。○被害児童、保護者に対して、謝罪などの適切な対応をとるようにする。
2) 暴力を伴わない場合	<p><いじめられた側></p> <ul style="list-style-type: none">○本人や周辺からの聞き取りを重視し、精神的被害についての的確に把握し、迅速に初期対応をする。○休み時間や登下校の際も教師による見回りを行い、被害を継続させない体制を整える。○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 <p><いじめた側></p> <ul style="list-style-type: none">○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。○いじめの理由や背景を突き止めるよう、本人や	<p><いじめられた側></p> <ul style="list-style-type: none">○わが子を守り抜く姿勢を子どもに見せる。○学校と連携・協力して、いじめの問題解決に向かう。 <p><いじめた側></p> <ul style="list-style-type: none">○「いじめられた子どもを守ること」を理解し学校と協力して、いじめの解消のための子どもの指導に努める。

	<p>周辺から情報を集め、根本的な解決を図る。</p> <p>○カウンセラー，教育相談等，関係諸機関と連携をとる。</p>	<p>○事実を冷静に確認し，子どもの心情を十分に聞き，指導にあたる。</p> <p>○被害児童，保護者に対して，謝罪などの適切な対応をとるようにする。</p>
3) 行為が見えにくいいじめの場合	<p><いじめられた側></p> <p>○つらく苦しい気持ちに共感し，いじめから全力で守ることを約束する。</p> <p>○本人や周辺からの聞き取りにより，いじめの理由や背景をつきとめ，早期解決・根本的な解決を図る。</p> <p><いじめた側></p> <p>○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み，事実を確認し，いじめをやめさせる。</p> <p>○いじめの理由や背景を突き止め，早期解決・根本的な解決を図る。</p> <p>○スクールカウンセラーと連携をとる。</p>	<p><いじめられた側></p> <p>○わが子を守り抜く姿勢を子どもに見せる。</p> <p>○学校と連携・協力して，いじめの問題解決に向かう。</p> <p><いじめた側></p> <p>○「いじめられた子どもを守ることを理解し学校と協力して，いじめの解消のための子どもの指導に努める。</p> <p>○事実を冷静に確認し，子どもの心情を十分に聞き，指導にあたる。</p> <p>○被害児童，保護者に対して，謝罪などの適切な対応をとるようにする。</p>
4) 直接関係のない子どもたち	<p>○傍観することはいじめに荷担することと同じであることを考えさせ，いじめられた児童の苦しみ理解できるように，道徳や学級活動で指導する。</p> <p>○友達の言いなりにならず，自らの意志で行動する大切さについて普段から指導する。</p>	<p>○いじめに気付いた時，傍観者とならずに，いじめられている子どもを助けたり支えたりできる子どもに育てる。</p> <p>○いじめに対する考え方を理解し，どんな場合でもいじめる側や傍観者にはならない気持ちを育てる。</p>
5) 自傷行為や自殺の可能性がある場合	<p>○自殺予防教育プログラムにある展開例を参考にし，道徳や特別活動の時間に授業を実施することで予防を図る。</p> <p>○グループワークを重視した活動を取り入れ，子ども同士のつながりを強化したり，命の危機への気付きや対応に取り組む意欲高揚を図ったりする。</p> <p>○養護教諭，スクールカウンセラーと連携し，対応にあたる。</p>	<p>○わが子を守り抜く姿勢を子どもに見せる。</p> <p>○学校と連携・協力して問題解決に向かう。</p> <p>○事実を冷静に確認し，子どもの心情を十分に聞き，指導にあたる。</p> <p>○教育委員会，地域の専門機関，専門の医療機関に指示を仰ぎ，指導にあたる。</p>
6) 重大事案につながるおそれがある場合	<p>○学校，家庭，地域の専門機関が協力して子どもを支えていく態勢を整えるとともに，極めて自殺の危険性が高いと判断される場合は，精神保健の専門家による治療につなげる。</p>	<p>○教育委員会，地域の専門機関，専門の医療機関に指示を仰ぎ，指導にあたる。</p>

2 家庭・地域との連携

① 家庭での取組	<p>○自分の子どもに関心を持ち，さびしさやストレスに気付く親になれるよう啓発する。</p> <p>○「ダメな時は叱る，頑張った時は褒める親に！」を合い言葉に，子どもに適切に指導をすることを意識してもらう。</p> <p>○母親だけで対応するのではなく，父親も協力して子育てすることが，いじめを生まない家庭になることを啓発する。</p> <p>○携帯電話やパソコンを使う際，保護者と本人とで話し合っ，モラルを大切にしたらルールづくりを行う。</p>
② 地域での取組	<p>○「地域の宝」として，子どもたちを育てる意識を持ち，子どもが地域から守られている安心感をもてるようにする。</p> <p>○子どもたちと出会った時は挨拶や声かけをし，円滑な関係をつくる。</p> <p>○公園や遊び場などで子どもが困っている場面を見かけたら，積極的に声をかける。</p>

【参考資料】

いじめの情報についての報告・対応の流れ

日常観察、本人の申し出、他の児童や保護者・地域からの情報提供、教育相談、アンケート等

日常観察 本人の申し出 情報提供
教育相談

アンケート ⇒ ・必ず相談・対応するという約束
・安心して記入できる環境づくり
・原本や記録用紙の保管

原則として、複数の教職員で即日にチェック

情報を得た教職員

生活指導主任

学年主任

学級担任

教 頭

校 長

校内いじめ対応ミーティング

- 原則として、即日開催
- 情報共有・共通理解
- 調査（事実確認の把握）
- 指導方針・分担の決定

保護者へ連絡

**重大事態
と判断**

重大事態
ではない

速報が
必要か

- いじめ対策委員会**
- 調査方針・分担の決定
 - 調査
 - 指導方針の協議
 - 市教委へ電話で速報

必要

不要

全職員で情報共有・共通理解

校内での指導・支援

関係機関との
連携

- 警察
- 児童相談所
その他

**市教委へ
連絡**

いじめ
状況調査
による
報告

一定程度の解消

指導・支援・見守りの継続

学校への指導・支援

解 消